5　高所作業による墜落が多発しています

・三脚脚立を使用するときは、小石などに乗らないよう安定した場所を選び、開き止めを全開にしましょう。

・最初に最下段に乗り、足が沈むなどによるぐらつきが生じないか確認しましょう。

・最上段から２段より下に立ち、作業する時はすねを踏み段に当てて体を安定させましょう。

・高さ２メートル以上の箇所で作業するときは、85ｃｍ以上の高さの手すりのある作業床の上で行いましょう。全周に手すりのない作業床で作業を行うときは、安全帯（正式名称：墜落制止用器具）で墜落距離の短くなるリール式を使用しましょう。なお、安全帯のフックは一番高い手すりなどに掛けましょう。

・高さが１メートル程度でも、墜落すると重大なけがをすることがあります。踏み台程度でも不安定なものを使うことなく、必ず決められた踏み台を使いましょう。

・トラックの荷台への飛び乗りや飛び降りといった不安全行動を行わないようにしましょう。

【事業者としての留意事項】

高所作業には、脚立・はしご作業、トラック荷台上作業、機械上の作業などがあります。それぞれについて、対策が必要ですが、脚立については、日常でも使用されることが多いので油断が生じやすく、特に注意が必要です。脚立は、正しい使い方を実演で教育してください。また、高所での作業で安全帯を要するときは、安全帯の正しい装着方法、フックの掛け方を実演含めて教育してください。三脚脚立を用いて、樹木の剪定作業を高さ２メートル以上の箇所で行っていて墜落した災害で、安全な作業床を設置していなかったことして送検された事例があります。高所作業は、手すりのある安全な作業床を確保することが、原則です。

固定した設備の場合には、設備のそばに墜落時保護用のヘルメットを常備してください。